

第11回在東莞日系企業と政府との定期連絡会・議事概要

1. 日 時：2014年8月1日(金)9:30~12:00 (9:00受付開始)
2. 会 場：東莞会展国際ホテル3階 如意庁
3. 主 催：東莞市政府、在広州日本国総領事館、
日本貿易振興機構広州事務所
4. 協 力：東莞市商務局、東莞市外事局、
広東真広企業管理顧問有限公司 (TJCC)
5. 次 第：
09:30 東莞市政府・楊曉棠・副市長による開会挨拶
09:35 在広州日本国総領事館・伊藤康一総領事による挨拶
09:40 日本貿易振興機構広州事務所・塚田裕之所長による挨拶
09:45 質疑応答
11:50 在広州日本国総領事館・伊藤康一総領事による挨拶
11:55 東莞市政府・楊曉棠・副市長による閉会挨拶

6. 議事録：

人力資源・社会保障局

(1) 労働契約・経済補償金について

問：労働者を解雇する際に、経済補償金の支払額を巡りトラブルが生じないように、無期限の労働契約の開始時期を明確化願いたい。

答：「改正労働契約法」第14条に明確に記載してある。労働者が期限付の労働契約の締結を希望する場合を除き、下記のいずれかに該当すれば、企業は無期限の労働契約を締結しなければならない。

- ① 労働者が当該雇用者において勤続10年以上である場合。
- ② 雇用者が初めて労働契約制度を活用するか、または国有企業が制度改革により新たに労働契約を締結する時点で、労働者が当該雇用者において勤続10年以上であり、且つ法定退職年齢まで10年に満たない場合。
- ③ 期限付の労働契約を連続して2回締結し、3回目の契約を締結する場合。
上記のうち、②に該当する日系企業は皆無に近い。③の3回目とは、採用時の契約を1回目と数え、1回目の更新を終えた2回目の更新時。

2回目の更新時に労働者側が無期限の労働契約の締結を希望した場合、雇用者側はこれを断れない。また、雇用者が労働者を採用した日から1カ月以内に、労働者と書面で労働契約を締結しなければならない。採用した日から1年を経過した後も、労働者と書面で労働契約を締結していなければ、雇用者と労働者は既に無期限の労働契約を締結したとみなされる。

(2) 労働者確保に向けた支援、最低賃金上昇の見通しについて

問：人材募集会や人材確保に関する情報提供をお願いするとともに、最低賃金について、今後の引き上げの見通しを教えてください。

答：人材確保にあたっては、①「東莞市就業サービス網」やサービスセンターなど市、鎮、村の公的なプラットフォームを通じた募集及び求職情報の公開、②企業と求職者が集まる人材募集会の開催、③全国の職業及び技術学校と当市の各企業とで協力関係を構築する「学校企業協力商談会」の実施、④市内の企業を広東省珠江デルタ域外、湖南省、貴州省などへ派遣し人材募集会を開催するなど4つの方法で支援している。最低賃金は、広東省の人力資源・社会保障庁が中心となり商品価格指数、従業員の平均給与等に基づき調整しており、少なくとも2年に1度制定される。当市では、15年に改定予定だ。目下、同庁の指示に基づき、最低賃金に関する実地及びアンケート調査を実施しており、うちアンケートは14年10月末に終了する。アンケートについては、日系企業への実施も検討する。

(3) 労働争議対応について

問：企業の活動に重大な影響を及ぼす労働争議が発生する場合は、市政府の各関連部門が解決に向け適切に介入し、企業の合法的利益と従業員の安全を保護するよう希望する。また、そのような事態が発生せぬよう適切な措置を取るよう希望する。

答：人力資源・社会保障局（人社局）では企業と従業員の間立ち、以下のとおり速やかに対応し、適切に処理する。

1つ目は、「東莞市人力資源局集団性事件への緊急対応処理機制（試行）」（東人発[2012]45号）により、集団的労資紛争事件への緊急対応体制を規範化している。指示系統、各レベルでの担当や職責を明確化し、労使紛争事件に対し、迅速且つ有効に対応できるような体制を構築している。

2つ目は、部門間の連携体制を構築すること。人力資源、公安、総工会、司法等の部門では最初の重要な時間帯に現場へ行き、従業員の要求を聞き、従業員が合法的に權益保護を訴えるよう指導し、事態の悪化を防止し、全体の安定を確保する。

3つ目は、背景に存在する労資間の問題を調査すること。鎮、村など地域に存在する労

資間の問題、企業に存在し得る賃金、労務、企業移転等の問題の有無を調査する。こうした問題を解決することで、突発的な労資間紛争の発生を防止する。

万一、こうした問題が発生した、または発生する可能性があれば、各地の人社局へ連絡してほしい。また、企業によっては、派遣労働者として未成年者を採用するケースがみられるが、一般の従業員と同様に法律に則り雇用してほしい。

公安局

(4) 東莞の日系企業、日本人の安全権益確保について

問：一昨年に発生した大規模デモ等、治安面について高い関心を有している。当地の日本人や日系企業や安心して生活やビジネスを行えるよう、引き続き安全・権益確保をしっかりとお願いとするとともに、市当局からの積極的な情報発信をお願いしたい。市民が安心して暮らせるための東莞市の具体的対応策があればご紹介いただきたい。

答：1つ目は、東莞の日系企業の警備をより強化すること。「企業事業単位内部治安保衛条例」により、東莞の日系企業は警備組織を設け、社内の重要な場所に必要な保護施設を設置し、十分な警備人員を配置し、警備組織及び人員の配置状況を所在地の公安機関で登録すべきである。また、所在地の公安局との連絡体制を構築し、警備上の不安定要素を随時連絡すべきである。所在地の公安機関は、東莞の日系企業に対し、社内の突発事件に備え緊急対応マニュアルの制定を指導し、定期的な訓練を実施するよう促す。

2つ目は、周辺でパトロールをより頻繁に行うことである。

(i) パトロール体制の構築：警備区域を単位として、警察、警備員と企業の警備員、ボランティアから形成された警備チームを作り、工場周辺の人通りの少ない地域、夜中等の事件が多発する時間帯でのパトロールの頻度を増やし、警察の巡回率を高めることで、事件の発生を可能な限り減らし、共同での防犯、犯罪摘発の体制を構築する。

(ii) 路上での警察巡回率、対応率の向上：補助警察チームとの協力等により、パトロールチームの規模を徐々に拡大し、公共の場、特に外国人が多く居住する地域でのパトロールの範囲と頻度を高める。

(iii) 警察犬によるパトロールと私服警官の張込みを強化：各分局の巡査部門のほか、各重点地域において警察犬と私服警官によるパトロールを実施し、治安上の潜在的な危険を効果的に減らして行く。

税関

(5) 税関の主張する市場価格の設定基準について

問：税関の主張する市場価格が実際の輸出入価格から乖離することがある。市場価格の設定基準を明確化願えるか。

答：税関では、輸出入貨物に関し市場価格の基準を設けていない。関連規定に基づき、当該貨物の成約価格をもとに価格審査を行っており、この価格には中国国内の仕向地までの輸送費、保険料などが含まれる。価格審査にあたり、価格の正確性などに疑問が生じた場合、企業側は申告価格の真実性、合理性を証明できる関連資料を税関へ提出し、説明できる。その結果、申告価格が貨物の実際の取引価格であることを証明できれば、税関も企業の申告価格を認めることとなる。

(6) 加工貿易監督管理弁法（第 219 号令）について

問：加工貿易監督管理弁法（第 219 号令）の東莞市における施行状況について知りたい。

答：加工貿易監督管理弁法(第 219 号令)を発行して以来、東莞税関は忠実に本弁法に基づき執行し、外商投資協会等を通じ関連政策の宣伝と説明を行い、掲示板等で対外的に公示し、積極的に関連政策を宣伝している。同弁法の具体的内容は、税関による審査、手続きの簡素化である。

(7) HS コードの変更について

問：税関審査済みの HS コードをもとに製品を輸出入してきたが、最近税関からこの HS コードを変更するよう要求され、さらに過去 1 年に遡及し関税の差額分を追納するよう求められた。追納額が巨額だと、企業経営にも影響するため、HS コードの変更やこれに伴う関税の追徴を控えてほしい。

答：現在、税関では、企業の輸出入貨物に関し、HS コードに関する事前審査は行っていない。税関は、通関時の審査で申告された HS コードに誤りがあると判断すれば、関連規定により、HS コードを修正でき、荷送り人・荷受人などに通関単（通関証明書）の修正、取消を通知できる。また、税関が納付済の関税との間に差額が生じると認識した場合は、納税義務者に納税日から 1 年以内に差額分を追納してもらう。

税務局

(8) 増値税納付額の計算方法について

問：13 年夏に増値税納付額の計算方法が変更され、転廠制度を利用する外資系企業の資金繰りに大きな影響が生じた。

答：13 年 7 月 1 日より、中国全土で進料加工を行う企業の輸入部材の計算方法は、各社が実耗法か仕入法（注）を選択する方法から実耗法に統一された。これにより、企業の輸出実績について、仕入法で計算済のデータを基に、実耗法により再度計算する必要があるが生じている。

(9) 非貿易海外送金時の手続きについて

問：5万米ドル以下の非貿易の送金については、事前の納税証明は不要となったが、納税手続きが不明確な事例が多い。例えば、金型の設計料を日本など海外へ送金する際、非居民企業所得税の納税が必要か否か地域の税務署の見解によって判断されている。非貿易海外送金の納税手続きについて、明確化と簡素化をお願いしたい。

答：まず、海外送金は外貨管理局の、納税は税務局の所管である。国家税務総局2013年40号公告によると、納税者が送金登録手続きを行えば海外へ支払えるが、税金の徴収はこれとは別である。個別の事例により、税金の徴収方式と税額は異なるため、実際の状況に基づき処理方法を判断する必要がある。

金型の設計費用に係る非居住者企業所得税を例とすると、徴税が必要か否か、さらに税金計算方式を判定する場合、設計成果の所属、設計役務の発生地によって処理方式が異なり、税務局の判断に委ねられる。設計成果が海外の非居住者企業に所有される場合、特許権使用所得として非居住者に課せられる企業所得税を源泉徴収すべきである（税率10%）。設計成果が国内の居住者企業に所有される場合は、設計役務の発生地による。発生地が中国国内にある場合、役務所得として非居住者企業所得税を徴収すべきである（税率25%）。発生地が中国国外にある場合、非居住者企業所得税を徴収しない。

(10) 輸入増値税専用納付書について

問：税関が発行する輸入増値税専用納付書については、税務局で所有するデータと同納付書の内容が一致しないと、その要因を税関に確認する必要があり、輸出時の増値税の還付に3~6カ月を要している。企業の資金繰りに影響が生じており、確認作業を効率化願えないか。

答：関連規定により、照合して一致しない同納付書に対し、納税者側は異議がある場合、データ照合申請書を提出し、同納付書の原本を添付すべきである。これを受け、主管税務局は税関と共同で検査を行うが、申請から還付まで3~6カ月間かかる。税関納付書の照合と検査に係る効率を高め、企業の資金繰りに影響しないよう努力する。

商務局

(11) 鎮政府による服務費の徴収について

問：各鎮政府に対し服務費の徴収取り止めるよう指導願いたい。

答：服務費の発端は80年代に遡る。当時、市内の各鎮や村では、地元経済を発展させるため、香港等の外資系企業に対し、土地や工場を安い価格で譲渡または貸出し、進出企

業と協議の上でサービス費、土地管理費などを徴収した。当市の各鎮や村では、費用の名称や徴収の額がそれぞれ違っていたが、市政府では13年年初に「企業負担を一層軽減し、経営環境を一層改善する実施意見」（東府[2013]1号、以下「市府1号文」）を發出し、費用を協同サービス費、土地使用補償費などに統一し、これら以外に費用項目を追加しないことを原則とした。地域より政策の執行状況に差が生じているが、市政府では各鎮などに対し執行を促して行く。

(12) 定款変更について

問：定款の変更時に増資が必要といわれるが、担当者により金額が異なるため、書面で増資額を知りたい。また、従来と異なる製品を生産する際に定款を変更する場合の増資額及び法令根拠を知りたい。

答：下記三つの状況で、企業に増資を要求する。

(i) 法律、行政法規及び國務院の決定により、特定業界の企業に対し登録資本金の最低額の要求がある場合は、その要求を満たさなければならない。例えば、「外商投資印刷企業の設立に関する暫定規定」により、出版物、包装装飾印刷等の経営活動に従事する外商投資印刷企業には最低1000万元の登録資本金が要求されている。

(ii) 「東莞市の外資利用構成をさらに最適化し、外資利用の質とレベルを向上させることに関する意見」（東府[2004]194号）の関連規定によると、新しく設立された生産型外商投資プロジェクトの投資総額は100万ドルを下回ってはならない（土地を購入し工場を構築する場合は投資総額が200万ドルを下回ってはならない）。経営期間を延期する時には投資を増やし、生産を拡大することを奨励する。

(iii) 「中華人民共和国外資企業法実施細則」等の規定により、外資企業の登録資本金は経営規模と合わなければならない。外資企業が経営規模を拡大しようとするれば、商務局は実状に基づき増資するよう企業に提案するが、増資金額に関し具体的な要求は出していない。

(13) 移転する際の補償金額、条件について

問：政府の要請により、他地域へ工場を移転させる際の新規建屋の補償額、その金額の算出方法などを知りたい。

答：14年2月に市環境保護局が發出した規定により、移転が必要な重点汚染企業及び専用工業園區への入園補助の対象と基準が明確化された。メッキ、染色、製紙、製革等の企業を対象とし、当該企業が11年から3年間にわたり東莞市で納付した増値税と企業所得税の東莞市留保分の50%、最高50万元の財政補助を与えることとなっている。また、05年に發出された市の規定の中に、立退きを通知する6カ月前から税務部門が確

認した1カ月平均の税引き後利益の80%を半年間補償することが明記されている。

教育局

(14) 公立学校における外来人員子弟向け入学枠の確定方法について

問：毎年公立学校側が提示する外来人員子弟向けの入学枠は、実際の入学需要より少なく、公立学校へ入学できない子弟が多くなっている。今後は、当地の代表的な企業に毎年アンケートを行い、当年の公立学校への入学需要を把握した上で、入学枠を確定して欲しい。

答：義務教育機関で就学している新東莞人（市外に戸籍を持つ人）の子女のうち、公立学校で就学しているのが15万5,000人で、公立学校在校生人数の50%を占める。新東莞人子女の義務教育問題をさらに解決し、公立学校の生徒募集秩序を規範化させるため、当市は09年から点数で公立学校に入学できる政策を実施し、新東莞人子女に対し高い点数の人から公立学校への入学を割当てている。市内で点数による入学枠は毎年増加しており、09年の1万2,600人から13年には2万2,500人となっている。

また、13年4月には市政府は「東莞市企業人材子女入学暫定弁法」を発出し、大中型企業、有名優良企業とハイテク企業などに一定枠を与えている。各鎮・区でも、同暫定弁法に基づき、義務教育段階の入学枠の余剰状況により、企業従業員子女の入学に関する優遇策を制定できる。

日系企業において、子女を公立学校へ入学させたい従業員がいれば、事前に必要資料を提出して欲しい。当市としても、受入れ体制の拡充に向け努力して行く。

環境保護局

(15) 危険品・廃品の回収業者について

問：12年から東莞市内では、危険品・廃品が正常に回収されておらず、早急に是正してほしい。また、回収業者については、鎮の指定外業者も利用できないか。

答：中国全体では49種類の危険廃棄物があり、うち当市では39種類が排出されているが、当市には現在10社の回収業者がおり、取扱い可能なのは12種類のみとなっている。市内で回収できない廃棄物については、省内の他市にある処理業者への移管を勧めるとともに、当市としても回収業者及び取扱い種類の増加に努めて行きたい。

また、関連規定により、政府は危険廃棄物を排出する企業に対し、回収業者を指定できないことになっている。鎮の当局から業者を指定されたら、市の環境保護局へ連絡願いたい。

以上